

○豊島区ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱

平成27年8月27日

子ども家庭部長決定

改正 平成27年12月28日

平成29年3月31日

(目的)

第1条 この事業は、ひとり親家庭の親（母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条に定める配偶者のない女子及び配偶者のない男子であって現に20歳未満の児童を扶養している者をいう。以下「ひとり親家庭の親」という。）が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験（以下「高卒認定試験」という。）の合格を目指す場合において、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金（以下「給付金」という。）を支給することによりひとり親家庭の親の学び直しを支援することを目的とする。

また、ひとり親家庭の児童（母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条に定める配偶者のない女子及び配偶者のない男子に扶養されている20歳未満の児童）についても、一般世帯に比べ進学率が低い等の課題があることから、本事業による支援を行うこととする。

(給付金の種類)

第2条 給付金の種類は、次のとおりとする。

(1) 受講修了時給付金

受講修了時給付金は、本事業による支援の対象者が対象講座の受講を修了した際に支給するものとする。

(2) 合格時給付金

合格時給付金は、受講終了時給付金の支給対象となった講座を受講した者が、受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合に支給するものとする。

(支援の対象者)

第3条 この事業の支援の対象者は、豊島区に居住するひとり親家庭の親及びひとり親家庭の児童であって、次の要件を全て満たす者とする。ただし、高等学校卒業者及び大学入学資格検定・高卒認定試験合格者など既に大学入学資格を取得している者は対象としない。

(1) ひとり親家庭の親が、児童扶養手当の支給を受けている又は同様の所得水準にある

こと。

(2) ひとり親家庭の親又は児童の就学経験、就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況から判断して、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められる者であること。

(3) 過去に受講修了時給付金及び合格時給付金を受給していないこと。

(支給対象者)

第4条 この事業の支給対象者は、豊島区に居住するひとり親家庭の親（当該ひとり親家庭の児童が対象講座を受講する場合を含む。）とする。ただし、親権者による同意がある場合はひとり親家庭の児童を支給対象者とすることができるものとする。

(対象講座)

第5条 この事業の対象講座は、高卒認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む。）であり、当該ひとり親家庭の親が高卒認定試験に合格するために適当であると認められるもの。ただし、高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合、本事業の対象とはしない。

2 給付金の支給を受けようとする者が、過去に高卒認定試験を受け一部の試験科目に合格しているなど高卒認定試験の試験科目の免除を受けられる場合には、必要最小限の科目についての受講とすること。

(支給額等)

第6条

(1) 受講修了時給付金

受講修了時給付金の支給額は、支給対象者が対象講座の受講のために本人が支払った費用の3割に相当する額とする。ただし、その3割に相当する額が10万円を超える場合の支給額は10万円とし、4千円を超えない場合は受講修了時給付金の支給は行わないものとする。

(2) 合格時給付金

合格時給付金については、受講修了時給付金の支給を受けた者が受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に支給する。支給額は支給対象者が対象講座の受講のために本人が支払った費用の7割に相当する額を支給するものとする。ただし、受講修了時給付金と合格時給付金の合計が25万円を超える場合、受講修了時給付金と合格時給付金の支給額の合計額は25万円とする。

(事前相談の実施)

第7条 受給要件の審査に際しては、事前に受講を希望するひとり親家庭の親又は児童からの相談に応じるとともに受給要件について把握するものとする。

2 前項に規定する事前相談に際しては、当該ひとり親家庭の親又は児童の希望職種、職業生活の展望等を聴取するとともに、当該ひとり親家庭の親又は児童の職業経験、技能、取得資格等を的確に把握し、高卒認定試験に合格することにより、自立が効果的に図られると認められる場合に受講対象とするなど、受講の必要性について十分把握するものとする。

(対象講座の指定申請)

第8条 受講修了時給付金の支給を受けようとする者は、自らが受講しようとする講座について、「豊島区ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書(以下「受講対象講座指定申請書」という。)」(様式第1号)を提出し、受講開始日前にあらかじめ対象講座の指定を受けなければならない。

2 区長は、受講対象講座指定申請書を受理した場合、受給要件の審査を行い、速やかに対象講座指定の可否を決定するものとする。

3 区長は、前項の決定を行った場合には、遅滞なく「豊島区ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定通知書(以下「受講対象講座指定通知書」という。)」(様式第2号)により、当該ひとり親家庭の親に通知しなければならない。

4 第1項の申請に当たっては、次の書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。

(1) 当該ひとり親家庭の親及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し

(2) 当該ひとり親家庭の親に係る児童扶養手当証書の写し(当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当受給者の場合)又は当該ひとり親家庭の親の前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年)の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての区市町村長の証明書(所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。))がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年)の所得の額についての区市町村長の証明書を含

む。)

(3) 親権者の同意により児童が申請する場合の同意書

(4) その他、区長が必要とする書類

(支給申請)

第9条 給付金の支給を受けようとする者は、区長に対して「豊島区ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書」(以下「支給申請書」という。)

(様式第3号)を提出しなければならない。なお、受講修了時給付金の支給申請は、修了日を経過した日以後に行うことができるものとし、合格時給付金の支給申請は、合格証書の記載されている日を経過した日以後に行うことができるものとする。

2 支給申請書の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。

(1) 受講修了時給付金

ア 当該ひとり親家庭の親及びその児童の戸籍謄本及び世帯全員の住民票の写し

イ 当該ひとり親家庭の親に係る児童扶養手当証書の写し(当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当受給者の場合)又は当該ひとり親家庭の親の前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年)の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての区市町村長の証明書(所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。))がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年)の所得の額についての区市町村長の証明書を含む。)

ウ 受講対象講座指定通知書

エ 受講施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、支援の対象者の受講修了を認定する受講修了証明書

オ 受講施設の長が、支援の対象者本人の支払った経費について発行した領収書

カ 親権者の同意により児童が申請する場合の同意書

(2) 合格時給付金

ア 当該ひとり親家庭の親及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し

イ 当該ひとり親家庭の親に係る児童扶養手当証書の写し(当該ひとり親家庭の親が

児童扶養手当受給者の場合)又は当該ひとり親家庭の親の前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年)の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての区市町村長の証明書(所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。))がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年)の所得の額についての区市町村長の証明書を含む。)

ウ 受講対象講座指定通知書

エ 文部科学省が発行する合格証書の写し

オ 親権者の同意により児童が申請する場合の同意書

3 受講修了時給付金の支給申請は、対象講座の受講修了日から起算して30日以内に、合格時給付金の支給申請は、合格証書に記載されている日付から起算して40日以内になければならない。ただし、いずれの申請もやむを得ない事由があるときは、この限りではない。

4 区長は、支給申請書を受理した場合、支給要件の審査を行い、速やかに支給の可否を決定しなければならない。なお、支給の決定を行った場合には、遅滞なく「豊島区ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給決定通知書」(様式第4号)により、当該ひとり親家庭の親に通知するものとする。

5 第4項により支給決定となり合格時給付金支給審査結果通知書を受けた申請者は、決定額を豊島区ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金請求書(様式第5号)により、区長に請求するものとする。

(給付金の不支給)

第10条 対象講座の指定を受けているものが、受講修了時給付金の支給決定の前に第3条に規定する要件に該当しなくなった場合又は対象講座の受講をしなかった場合、若しくは、受講を途中でやめた場合は、受講修了時給付金を支給しないものとする。

(支給決定の取消し)

第11条 区長は、受給者が偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた場合又は支給要件に該当しなくなった場合は、その支給決定の全部又は一部を取り消し、その旨を当該受給者に通知するものとする。

(給付金の返還)

第12条 区長は、前条の規定により支給決定の全部又は一部を取り消した場合は、支給額に相当する金額の全部又は一部をその者から返還させることができる。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

豊島区ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
受講対象講座指定申請書

年 月 日

豊島区長殿

申請者氏名 ㊟

下記の講座について、豊島区ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の対象講座としての指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

氏名 (申請者)	フリガナ	生年月日	年 月 日 (歳)
個人番号			
児童の氏名 (受講者が児童の場合)	フリガナ	生年月日	年 月 日 (歳)
住所	(〒 -)	電話()	-
受講施設の名称			
講座の名称			
受講科目	1 2 3 4 5 6 7 8		
試験を免除できる科目			
受講期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (受講開始日)		
所要費用 (予定)	入学金 円、受講料 円、合計額 円		
過去の受給の有無	過去にひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を活用したことがある・ない		
児童扶養手当受給状況 (備考)	現在、児童扶養手当を受給 している・していない		

*支給申請には、裏面に記載されている添付書類が必要です。

私は、受給資格認定のために、区が保有する課税台帳により所得状況の確認を行うことに同意します。

署名 _____ 印

*裏面の(注意)を必お読みください。

(添付書類)

- 1 申請者及びその扶養している児童の戸籍の謄本又は抄本
- 2 申請者及びその扶養している児童の属する世帯全員の住民票の写し
- 3 申請者の児童扶養手当証書の写し又は前年(ただし、1月から7月までの間に申請する場合にあっては、前々年とする。)の所得の額等についての区町村長の証明書
- 4 受講しようとする講座のパンフレット等、講座の内容が分かるもの
- 5 その他、区長が必要と認める書類(要求のあった場合)

(注意)

- 1 支給の対象となるのは、指定受講講座について支払う入学料及び受講料(希望により行われる講座や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下同じです。)です。
- 2 受講修了時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の3割相当額(10万円を限度)です。ただし、4千円以下は支給しません。また、合格時給付金の支給の対象となるのは入学料及び受講料の合計額の7割相当額(受講修了時給付金と併せて25万円を限度)です。
- 3 免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等です。
- 4 所要費用については、標準的な金額であり、受講修了後に受講施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 5 受講対象講座の指定後、受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合、その他受講要件に該当しなくなった場合は、その旨を申請した窓口まで必ず報告してください。
- 6 本事業の給付金の支給を受ける際には、改めて「豊島区ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書」に添付書類を付けて、支給申請手続きを行うことが必要です(①受講修了時給付金の場合は、受講修了日から起算して30日以内、②合格時給付金の場合は、合格証書に記載されている期日から起算して40日以内)。講座の指定を受けたことによって、支給されることが決定したわけではありませんので、ご注意ください。

様式第2号(第7条関係)

豊島区ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
受講対象講座指定審査結果通知書

様

		指定番号：	
① 氏名 (申請者)	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
② 児童の氏名 (受講者が児童の場合)	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
③ 住所	(〒 -)	電話() —	
④ 受講施設の名称			
⑤ 講座の名称			
⑥ 受講科目	1	2	3 4
	5	6	7 8
⑦ 試験を免除できる科目			
⑧ 受講期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (受講開始日)		
⑨ 所要費用 (予定)	入学料 円、受講料 円、合計額 円		
⑩ 指定の可否	可 ・ 否(理由：)		

先にあなたから提出のありました豊島区ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書に基づき審査を行ったところ、上記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

豊島区長



※裏面の(注意)も必ずお読みください。

(注意)

- 1 支給の対象となるのは、指定受講講座について支払う入学金及び受講料(希望により行われる講座や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下同じです。)
- 2 受講修了時給付金の支給の対象となるのは、入学金及び受講料の合計額の3割相当額(10万円を限度)です。また、合格時給付金の支給の対象となるのは入学金及び受講料の合計額の7割相当額(受講修了時給付金と併せて25万円を限度)です。
- 3 免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等です。
- 4 所要費用については、標準的な金額であり、受講修了後に受講施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 5 受講対象講座の指定後、受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合、その他受講要件に該当しなくなった場合は、その旨を申請した窓口まで必ず報告してください。
- 6 本事業の給付金の支給を受ける際には、あらためて「豊島区ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書」に添付書類を付けて、支給申請手続きを行うことが必要です(①受講修了時給付金の場合は、受講修了日から起算して30日以内、②合格時給付金の場合は、合格証書に記載されている期日から起算して40日以内)。講座の指定を受けたことによって、支給されることが決定したわけではありませんので、ご注意ください。

様式第3号(第8条関係)

豊島区ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
給付金支給申請書 兼 口座振替依頼書

年 月 日

豊島区長 殿

申請者氏名



(受講修了時給付金・合格時給付金)の支給を受けたいので、下記により申請します。
また、支給が決定した場合は、下記の口座に振り込みをお願いします。

記

氏名 (申請者)	フリガナ	生年月日	年 月 日
			(歳)
個人番号			
児童の氏名 (受講者が児童の場合)	フリガナ	生年月日	年 月 日
			(歳)
住所	(〒 -)	電話()	
		-	
受講施設の名称			
講座の名称			
受講科目	1	2	3
	5	6	7
試験を免除できる科目			
受講期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (受講開始日)		
所要費用 (予定)	入学金 円、受講料 円、合計額 円		
払込み先金融機関	金融機関名:	支店名:	
	口座の種類:	口座番号:	
	口座名義(フリガナ):		印
講座指定審査結果 通知書の指定番号 (備考)			

*支給申請には、裏面に記載されている添付書類が必要です。

私は、受給資格認定のために、区が保有する課税台帳により所得状況の確認を行うことに同意します。

署名 _____ 印

*裏面を必お読みください。

(添付書類)

下記1～4については、受講修了時給付金及び合格時給付金支給申請時のいずれの場合にも添付してください。5～7については、受講修了時給付金の支給申請時に、8については、合格時給付金支給申請時に添付してください。

- 1 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本
- 2 申請者及びその扶養している児童の属する世帯全員の住民票の写し
- 3 申請者の児童扶養手当証書の写し又は前年(ただし、1月から7月までの間に申請する場合には前々年)の所得の額等についての区市町村長の証明書
- 4 その他、区長が必要と認める書類(要求のあった場合)
- 5 豊島区ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定審査結果通知書(様式第2号)の写し
- 6 受講修了証明書
- 7 指定講座の入学料及び授業料の領収書
- 8 文部科学省が発行する合格証書の写し

(注意)

- 1 受講修了時給付金の支給申請期間は、受講終了日から起算して30日以内です。
- 2 合格時給付金の支給申請期間は、合格証書に記載されている日付から起算して40日以内です。
- 3 合格時給付金の支給申請における所要費用については、受講修了時給付金の算定基礎となった入学料、受講料を記入してください。
- 4 免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等です。
- 5 審査の結果、支給決定となった方は、「豊島区ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金請求書」に「支払金口座振替依頼書」を添付して区長に対して給付金の請求を行う必要があります。
- 6 ⑦の払い込み先金融機関については、申請者本人名義の口座に限ります。
- 7 給付金の支給にあたっては、明記した以外に別途書類の提出が必要となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 8 支給申請時において、ひとり親家庭の親又は子でなくなった場合、ひとり親家庭の親が児童扶養手当の支給対象となる所得基準を超えた場合、区内に住所を有しなくなった場合等、受給要件に該当しなくなった場合は、申請窓口まで申し出てください。

様式第4号(第8条関係)

豊島区ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
受講修了時給付金支給審査結果通知書

様

決定番号：

① 氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日 (歳)	
② 児童の氏名 (受講者が児童の場合)	フリガナ	生年月日	年 月 日 (歳)	
③ 住所	(〒 —)		電話() —	
④ 受講施設の名称				
⑤ 講座の名称				
⑥ 受講科目	1	2	3	4
	5	6	7	8
⑦ 試験を免除できる科目				
⑧ 受講期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (受講開始日)			
⑨ 所要費用 (予定)	入学科 _____ 円、受講料 _____ 円、合計額 _____ 円			
⑩ 支給の可否	可 ・ 否(理由: _____)			
⑪ 支給決定額	円			
(備考)				

先にあなたから提出のありました豊島区ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書に基づき、審査の上、上記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

豊島区長



※裏面の(注意)を必ず読んでください。

(注意)

- 1 支給の対象となるのは、指定受講講座について支払う入学金及び受講料(希望により行われる講座や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下同じです。)です
- 2 受講修了時給付金の支給の対象となるのは、入学金及び受講料の合計額の3割相当額(10万円を限度)です。
- 3 支給額は、受講修了後に受講施設から証明された金額により確定した所要経費に基づき算定しました。
- 4 支給決定を受けた方が給付金を受給するためには、「豊島区ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金請求書」及び「支払金口座振替依頼書」を提出する必要があります。支給の決定がされても請求書等の提出がない場合、支給が行われませんのでご注意ください。

様式第4号の2(第8条関係)

豊島区ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
合格時給付金支給審査結果通知書

様

決定番号：

① 氏名	フリガナ 生年月日	年 月 日 (歳)
② 児童の氏名 (受講者が児童の場合)	フリガナ 生年月日	年 月 日 (歳)
③ 住所	(〒 —)	電話() —
④ 受講施設の名称		
⑤ 講座の名称		
⑥ 受講科目	1 2 3 4 5 6 7 8	
⑦ 試験を免除できる科目		
⑧ 受講期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (受講開始日)	
⑨ 所要費用 (予定)	入学料 _____ 円、受講料 _____ 円、合計額 _____ 円	
⑩ 支給の可否	可 ・ 否(理由: _____)	
⑪ 支給決定額	_____ 円	
(備考)		

先にあなたから提出のありました豊島区ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書に基づき、審査の上、上記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

豊島区長



※裏面の(注意)を必ず読んでください。

(注意)

- 1 支給の対象となるのは、指定受講講座について支払う入学金及び受講料(希望により行われる講座や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下同じです。)です。
- 2 合格時給付金の支給の対象となるのは入学金及び受講料の合計額の7割相当額(受講終了時給付金と併せて25万円を限度)です。
- 3 支給額は、受講終了後に受講施設から証明された金額により確定した所要経費に基づき算定しました。
- 4 支給決定を受けた方が給付金を受給するためには、「豊島区ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金請求書」及び「支払金口座振替依頼書」を提出する必要があります。支給の決定がされても請求書等の提出がない場合、支給が行われませんのでご注意ください。

様式第5号(第8条関係)

豊島区ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金請求書

豊 島 区 長 殿

豊島区ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱第8条に基づき、支給決定を受けた次の金額を請求します。

給付金の種類 _____

金 額							
-----	--	--	--	--	--	--	--

年 月 日

決定番号

住 所

電話番号

氏 名



様式第1号（第7条関係）

様式第2号（第7条関係）

様式第3号（第8条関係）

様式第4号（第8条関係）

様式第4号の2（第8条関係）

様式第5号（第8条関係）